
日本の金融・資本市場の 国際競争力の強化について

2007年3月6日

在日米国商工会議所(ACCJ)

在日米国商工会議所(ACCI)について

- 1948年設立
- 日本で最大の外資系経済団体
- 約1,400社で構成
- ミッション
 - 日米経済関係の更なる進展
 - 米国企業及び会員活動の支援
 - 日本における国際的なビジネス環境の強化
- 活動内容
 - 60余りの業界・分野別委員会による政策提言
 - 年間500以上のイベント、セミナー
 - 各種チャリティ等のCSR活動
- 2007年活動の二本柱
 - 経済成長応援団
 - 企業の社会的責任(CSR)

■ 目的

日本のビジネス環境の包括的なレントゲン写真を撮り、日本が持続可能な経済成長を実現し、グローバル経済において成功を収める上で不可欠と考えられる短期的・中期的な施策を提言する

■ 5つの基本原則

経済協力開発機構(OECD)や国際通貨基金(IMF)等の国際機関の活動の中から見出された以下の基本原則に基づき分析・提言

- ①市場に立脚した、民間主導の経済を実現すべきである
- ②全ての参加者に対して同一の競争条件が確保されるべきである
- ③規制を制定するプロセスにおいては透明性と公平性を確保すべきである
- ④グローバル・ベストプラクティスの活用は、効率を高め、効果的な規制環境の形成を促進する
- ⑤企業は、自らが社会を構成する一員としての責任を果たさなければならない

日本版ビッグバン以降の10年は、 必ずしも失われた10年ではない

■ 1990年代半ばに日本政府が金融制度改革に着手して以来、日本の金融制度は飛躍的に改善し、競争力も向上してきた

- 金融監督庁の設置、金融庁への改組
- 「護送船団方式」から、「透明性」と「事後チェック」を重視し、各金融機関の自己責任を基盤とするアプローチへの転換
- 膨大な不良債権残高の削減
- 「貯蓄」から「投資」への移行に対処するための顧客保護の強化
- 「金融システムの安定」から、「金融システムの活力」を重視する金融行政へと発展

等

日本政府が掲げる政策の方向性との整合

- 我が国の金融市場がNY・ロンドン並みの国際金融市場となって再生することを目指す。これには、金融行政を市場原理を基軸とした透明なものに転換するだけでなく、市場自体の構造改革をなし遂げ、東京市場の活性化を図ることが必要

改革3原則：フリー、フェア、グローバル

(平成8年「我が国の金融システム改革」)

- 革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、成長の実感を国民が肌で感じることができるよう新成長戦略を力強く推し進めます。

(平成19年1月 第166回国会内閣総理大臣施政方針演説)

- 成長力の強化に向け、グローバルな市場の中で世界と共に成長するメカニズムを構築し、成長の鍵となる人材育成によってイノベーションを開花させる経済の仕組みをつくる
- 「アジア・ゲートウェイ構想」などオープン型社会を構築するための取組を行う
- 国際競争力の強化

－ 金融資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、貯蓄から投資への流れを確かなものとする

(平成19年1月25日閣議決定 日本経済の進路と戦略について)

グローバルな金融センターとは何か

- 世界中の組織間で、世界中の金融商品を駆使してビジネスが展開され、
- 多様な国際金融ビジネスが一拠点に集中し、その取引が行われている都市

Corporation of London, "The Competitive Position of London as a Global Financial Centre,"
November 2005.



東京は世界第2位の経済大国の首都であり、重要な地域金融センターであるものの、
上記基準は満たしていない

グローバルな金融センターの実現に向けた課題 (分野横断的な課題)

- 一貫性、効率性かつ透明性に優れた金融規制環境を創出すること
 - i. 自主規制機関・諮問機関
 - ii. 規制制定プロセスにおける透明性
 - iii. 同種のサービス提供者に対する同種の規制の適用
 - iv. 検査手順の改善

(参考)

OECD, “Guiding Principles for Regulatory Quality and Performance(規制の質と効力についての指導原則)”

- 「健全な法的・経験的基盤を備え、」
- 「コストと市場の歪みを最低限に抑える、」とともに
- 「利用者にとっては明快、単純、かつ実地的である、」と同時に
- 「他の規制や政策との一貫性が保たれている」

分野横断的な課題

i. 自主規制機関・諮問機関

- 規制の費用対効果にフォーカスしたリスクベース・プロセスに焦点を絞り、可能な限りプリンシプル・ベースのルールや指針等に準拠した規制とすべき¹
- 但し、自主規制機関に一部の規制監督業務を行う権限を与える場合、金融監督行政が同じ業務を行う場合に適用される透明性ルールと同じルールが適用されるべき
- 外国の金融機関が、審議会、研究会、勉強会、懇談会などの「諮問機関」へ参加する機会は大幅に増加したが、より一層、一貫性のある有意義な参加機会²が提供されるべき

¹ 2006年11月30日「Interim Report of the Committee on Capital Markets Regulation(資本市場の規制に関する委員会 中間報告)」, Glenn Hubbard and John L. Thornton, co-chairs

² 有意義な参加機会:規制の最終決定前の討議への実際の参加を意味する

分野横断的な課題

ii. 規制制定プロセスにおける透明性

- 法律等制定に関する討議、規制案の作成、規制機関による施行および運用など、規制制定における全てのプロセスにおいて改善の余地が残る
- 外国企業などの利害関係者がその見解を表明するための有意義な参加機会を備えた、透明な規定制定プロセスを確立する
- ノーアクションレター制度の拡充を図る
 - 担当者の増員等による30日以内の回答の実現
- 行政手続法の改革
 - 政府提出法案もパブリックコメントに含める
 - 意見公募期間を60日に延長
 - 意見公募期間終了から30日以内は法令案を公布することを禁じる
- 金融庁が主要な関連法規についての運用解釈を更に公表する
- 自主規制機関においても、同様のプロセス・運用を適用する

分野横断的な課題

iii. 同種のサービス提供者に対する同種の規制の適用

- 日本の金融・資本市場が世界中のステークホルダーから、グローバルな金融センターと認識され、健全かつスムーズに機能するためには、日本が産業政策・護送船団型のマーケットに逆戻りしたというメッセージを国際社会に送ることのないよう、グローバル・ベストプラクティスに則り、公正な市場に立脚した金融行政・競争政策の確立が重要となる

(例)

- 郵政民営化

完全民営化プロセスを通じた、他の民間の銀行、保険会社との『対等な競争条件』の確保

- 共済

共済と保険会社、銀行、その他金融サービス事業者との間の『対等な競争条件』の確保

- 銀行窓販

一般の募集代理店と比して、消費者利益を損なう恐れのある弊害防止措置の緩和

分野横断的な課題

iv. 検査手順の改善

- 規制制定、規制機関による施行・運用プロセスの透明性の確立は前提
- 行政処分を発動する際の金融庁の適用基準の明確化
- 適用基準に関する説明会等の実施
- 金融庁が全ての金融機関に対し、規制について、より積極的に事前の指導や解釈を提供

グローバルな金融センターの実現に向けた課題 (分野固有の課題: 資本市場)

- 日本の資本市場は、「大きな規模」と「流動性」といったグローバルな金融センターとなる上で、重要となる要素を既に備えている。これは、日本が潜在的な競争力を保有していることを意味している
- この分野における更なる前進は、日本の内外の投資家にとっての投資機会の拡大や、外国の証券発行者、特に日本以外のアジア地域に拠点を置く新興市場の証券発行者の日本の債権市場や株式市場への参入を促進へとつながる
- 外国銀行やヘッジファンド、その他の多くの市場参加者が東京を拠点として地域の資本市場での活動を展開および拡大できるような環境整備も重要
 - i . 東京証券取引所の魅力と効率性の継続的な強化
 - ii . 証券取引等監視委員会の機能と独立性の強化
 - iii . 商品市場と先物市場の迅速な開発
 - iv . 金融サービス規制の更なる緩和

分野固有の課題(資本市場)

i. 東京証券取引所の魅力と効率性の継続的な強化

- 中期経営計画に示された東証改革の取組みへの期待
 - － 東証全体のコーポレートガバナンスとともに、東証の上場企業のコーポレートガバナンスを強化
 - － 東証のインフラストラクチャの信頼性回復・向上
 - － 他の世界的な証券取引所に匹敵する国際競争力の強化
- 大胆な組織改革
 - － 東証が新たに設立する自主規制法人について最大限の透明性、独立性、効率性を付与
- システムインフラストラクチャの強化
 - － 拡張性、安全性、スピード、柔軟性、堅牢性に重点をおいたITシステムの整備
- 国際競争力の強化
 - － 東証に上場している企業の母国の法制度を尊重し、その規則策定において他国の監督を考慮
 - － 外国の証券取引所との連携強化

分野固有の課題(資本市場)

ii. 証券取引等監視委員会の機能と独立性の強化

- 国会が承認する理事会の設置などの方策を通じて、証券取引等監視委員会の独立性を強化
- 証券取引等監視委員会に次の権限を付与
 - 投資家保護および公的な資本市場における信頼性確保のためのコーポレートガバナンスに関する最低基準の策定と施行
 - 民事手続および行政手続の開始。情報開示など誠実義務に対する不正な怠慢行為などの場合には、刑事訴追の決定
 - 買収防衛のための計画や方針など、内部統制や企業の情報開示に対する監視・監督
 - 株式の公開買付、紛争解決、議決権行使のための効率的で公平なプロセスの促進
 - 証券取引等監視委員会の予算拡大、人材の雇用権限の付与

分野固有の課題(資本市場)

iii. 商品市場と先物市場の迅速な開発

iv. 金融サービス規制のさらなる緩和

iii. 商品市場と先物市場の迅速な開発

- 商品取引や先物取引のための基盤を拡大し、機関投資家に対してより多くの取引機会を提供
- 東京工業品取引所などの商品や先物取引市場での取引商品や取引契約の拡大

iv. 金融サービス規制のさらなる緩和

- Rule144A(1990年に米国証券取引委員会が導入した規則)のような私募についての例外規定を策定し、日本の適格機関投資家への外国証券の提供や販売を質・量の両面で拡大する
- 貯蓄から投資への流れを促進するための税制改革だけでなく、経済成長、技術革新、新規投資を促進するような税制改革も行うべきであり、それには国境を越えた株式交換やその他類似案件(三角合併等)に対する柔軟な措置や課税猶予も含まれる

等

グローバルな金融センターの実現に向けた課題 (分野固有の課題:コーポレートガバナンス他)

- 確固とした法制度の整備は、金融センターの実現に向けて重要
 - i. 仲裁や裁判外紛争処理制度の普及促進
 - ii. 日本におけるコーポレートガバナンスの強化に向けた施策の更なる強化
 - 日本取締役協会が提言する公開会社法の制定
- 金融センターとなるためには、豊富な人的資源が重要
 - i. 英語教育の強化
 - ii. 国際金融に関する高度な専門性を兼ね備えた公認会計士・弁護士等のプロフェッショナル人材の増強
 - iii. 流動的かつ柔軟な労働市場の整備
- 周辺地域内やグローバルな経済活動を支えるための輸送インフラストラクチャの整備
 - i. ハブとしての国際空港の実現と利便性の向上

等

